

様式第 2 号（第 7 条関係）

処分基準整理票

処分の内容	農業者運動広場の利用許可の取り消し		
根拠法令 及び条項	蓮田市農業者運動広場設置及び管理条例 第 5 条		
処分基準	☒ 有（第 6 条において準用する第 4 条第 1 項に該当する場合を含む。） ☐ 無（根拠：第 6 条において準用する第 4 条第 2 項第 号に該当）		
	公表 ☒ する ☐ しない（公表しない場合の根拠：第 7 条第 4 項第 号に該当）		
	【内容】（※処分基準を公表する場合のみ記載すること。） （利用許可の取消し） 第 5 条 許可した後においても前項に該当すると認められるときは、その利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。この場合において利用者が損失を受けることがあっても市はその補償の責を負わない。 【その他の基準となる法令、通知等】 ○蓮田市農業者運動広場設置及び管理条例施行規則 （原状回復の義務） 第 5 条 利用者は、その利用を終わったときは、直ちに原状に復さなければならない。条例第 5 条の規定により、利用許可の取消しを受けたときも同様とする。		
	処分基準 設定年月日	令和 6 年 2 月 5 日	処分基準 最終変更年月日
所管部署	環境経済部 産業振興課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。